

岬町道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

岬町長 田代 堯

岬町規則第8号

岬町道路占用規則の一部を改正する規則

岬町道路占用規則（昭和31年岬町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1月前までに」の次に「当該占用物件の安全性を確認した旨を報告し、」を加える。

許可書様式を次のように改める。

道 路 占 用 許 可 書

殿

年 月 日付け

申請道路占用の件は、別添の条件をつけて許可する。

年 月 日

岬町長

印

## 許 可 条 件

- 第1条 道路占用を許可する内容及び占用料は次のとおりであつて、申請書及び附属図書記載事項のとおりとする。
- 第2条 岬町道路占用料徴収条例にのっとりこれを遵守すること。  
占用料は、  
岬町道路占用料徴収条例第 条第 項第 号及び岬町道路占用料金の減免に関する要綱第 条第 項第 号 により免除・減免) する。
- 第3条 占用期間中は、当町土木課の指示命令を守ること。
- 第4条 交通、建築その他の法令の規律を受ける事項に関しては、別途関係官庁の許可又は承認を受けること。
- 第5条 本指令書は占用の許可を得たる者において保管し、当町係員の要求があつたときは、直ちにこれを提示すること。
- 第6条 申請者または占有者は、道路法令その他遵守すべき個別法令、条例、規則、ガイドライン等及び当該法令等において定められた維持管理基準を遵守すること。
- 第7条 占用物件が道路に関する工事または道路管理に支障となつたときは、本町の指示に従い、速やかに申請者または占有者の費用で当該物件を移設、改築又は除去すること。
- 第8条 許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ道路占用変更許可書を提出すること。
- 第9条 占用を廃止したとき又は取消しを受けたときは、直ちに廃止届を提出すること。
- 第10条 舗装道路については、路面復旧はコンクリート又はアスファルト舗装にて復旧のこと。ただし、幅員2m以下の町道については全面復旧のこと。
- 第11条 占用物件は道路管理上、交通上及び公益上支障を生じないよう申請者または占有者が責任をもって維持管理しなければならない。
- 第12条 掘さく跡復旧工事の着手及び完了のときは当町に届け出、指示及び検査を受けること。
- 第13条 路面復旧については原形復旧とし、仮復旧完了後、当町係員の指示をうけ双方協議の上事業主負担をもって本復旧すること。また、本復旧完了後、写真を提出すること。
- 第14条 埋戻しについては、良質の現地掘削土にて復旧すること。
- 第15条 その他の事項については別に定める。
- 第16条 占用目的以外工作物等建築設置は認めない。
- 第17条 占用期間の満了後引き続き占用しようとするときは、期間満了の1か月前までに当該占用物件の安全性を確認した旨を報告し、継続申請をすること。
- 第18条 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに 必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を当町土木課に報告

すること。

第 19 条 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

第 20 条 占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、当町土木課から占用物件の維持管理の状況について報告を求められた場合にはこれに応じること。また、当町土木課が申請者または占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること。

第 21 条 当町土木課から、申請者または占有者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷個所の修繕のほか類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること。

第 22 条 占用物件が起因して第三者に損害を与えたとき、または紛争等が生じたときは、申請者または占有者の責任において解決すること。

占有許可を受けた道路の占有期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）並びに跨道橋に係る占有の許可条件

- 1 当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときには、当該占有物件の安全性を確認した旨を報告すること。
- 2 占有物件の点検の実施状況等その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者が必要と認めるものについて、道路管理者に報告すること。

#### 事前対策物件に係る占有の許可条件

- 1 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占有物件が落下、倒壊することのないよう事前に必要な対策を講じること。

#### 柱類に添架される突出看板等に係る占有の許可条件

- 1 占有物件を添架している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理すること。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。